

経済産業省

平成 13・01・16 原第 2 号

平成 13 年 10 月 10 日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 鷺見 禎彦 殿

経済産業大臣 平沼 赳夫

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 3, 4 号機増設計画に係る環境影響評価準備書に対する勧告について

平成 13 年 1 月 16 日付けで提出のあった敦賀発電所 3, 4 号機増設計画に係る環境影響評価準備書について、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく福井県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった環境影響評価準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行ったうえで環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく県知事の意見を勘案し、電気事業法第 46 条の 12 の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての見解に配慮するとともに、電気事業法第 46 条の 14 第 2 項の規定に基づき環境大臣意見を聴いて審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 海食洞については、海岸構造物による波の影響等を受けるおそれがあるため、水理模型実験を行い、海食洞の保全上必要があれば、適切な波浪低減対策等を講じること。また、その検討結果を環境影響評価書に記載すること。
2. 環境省レッドリストにおいて準絶滅危惧種に指定されているミサゴについては、対象事業実施区域内及び周辺において高い頻度で飛翔が確認されたため、工事中及び供用後に環境監視を行うこと。また、その旨を環境影響評価書に記載すること。
3. 若狭湾が分布の南限であると考えられているムツサンゴの生息地は、工事中の濁りの拡散予測範囲内で確認されているため、供用後と同様に工事中においてもムツサンゴの生息状況について環境監視を行い、その結果、必要に応じて保全措置を講じること。また、その旨を環境影響評価書に記載すること。

4. 西部渓流域は、重要な動植物の生息・生育地であるため、改変せずに保全することとしているが、最下流に取水堰を設置する計画となっていることから、その設置に当たっては、動植物の保全に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。また、工事中及び供用後において、西部渓流域の動植物の生息・生育状況について環境監視を行い、必要に応じ保全措置を講じること。

これらについては環境影響評価書に記載すること。

5. 緑化マウンド及び仮設用地の植栽樹種については、計画地点の植生、立地環境への適応性、類似地点での実績等を考慮し、選定すること。

原子炉建屋周辺斜面部の植栽樹種については実験により選定するとともに、斜面上部の林縁部については可能な限り除根せず残すこととし、また、斜面小段部については緑化を行うこと。

これらについては環境影響評価書に記載すること。

6. 発電所計画地が若狭湾国定公園内にあることから、建屋等の色彩については、自然公園の風致景観の保護に配慮し、眺望景観の保全に支障を及ぼさないよう検討を行うこと。

また、その検討結果を環境影響評価書に記載すること。

7. 残土については、発電所敷地レベルの嵩上げ及び新開閉所敷地面積の縮小等による残土発生量の更なる削減を行うこととし、その結果を環境影響評価書に記載すること。

8. 事後調査及び環境監視の実施並びにその結果、自然環境への影響が確認された場合においては、専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講じること。また、その旨を環境影響評価書に記載すること。